

社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報誌等の印刷物及びインターネット上の公式サイトに掲載する民間企業等の広告の掲載に関して必要な事項を定め、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(掲載申込者の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する法人及びその他団体並びに個人は、広告掲載の申し込みをすることができないこととする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係わる者又はこれに類する営業に係わる者
- (2) 泉佐野市暴力団廃止条例(平成25年市条例28号)第2条第1項第1号から第3号に該当する者
- (3) 消費者金融業者
- (4) たばこの製造、販売に係わる者
- (5) 公営私営を問わずギャンブルに係わる者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (7) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中の者
- (8) 社会問題を起こしていると認められる業種の者
- (9) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない者

(広告の掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。なお、広告を掲載中であっても該当するに至ったと判断される場合も同様とする。

- (1) 法令等で禁止され、並びに法令に抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 広告の内容が虚偽または誇大なもの
- (4) 地域福祉の推進を妨げるおそれのあるもの
- (5) 人権侵害のおそれのあるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告並びに個人又は法人の宣伝に係るもの
- (7) 当該広告事業の内容を本会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (9) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (10) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) その他本会が掲載を行う広告として不適切であると本会事務局長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、制限事項、掲載位置、掲載期間、広告掲載料金（以下「広告料」という。）等については、本会事務局長が別途定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載希望の募集については、本会公式サイト等を通じて行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、本会広告掲載申込書により、指定する期間内に本会事務局長あて申し込むものとする。

2. 本会事務局長は、前項の規定による掲載申し込みがあった場合で、必要と認めるときは、申込者に対し資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 本会事務局長は、前条の申込書を受理した時は、広告掲載の可否を決定し、その結果及び条件等について広告掲載希望者の広告掲載(不掲載)決定通知書により通知する。

2. 広告掲載希望者が本会の予定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。ただし、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先する。

(1) 第1順位 公社、公団、公益法人その他それに類するもの

(2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、市内に事業所等有をするもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他企業または自営業等

3. 前項の規定によっても、広告掲載希望者が本会の予定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告料)

第8条 広告料については、類似広告の市場価格等を勘案し、別途定める。

2. 広告料は、本会の指定する期日までに一括納付することとする。

(広告原稿及びデータの作成並びに提出)

第9条 広告掲載決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告原稿及びデータを作成し、指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2. 広告原稿及びデータは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料の返還)

第10条 徴収した広告料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったときのほか特段の理由があるときは、その全部または一部を返還することがある。

(広告掲載の取消し)

第11条 本会事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告、その他何らの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他必要と認めるとき

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。ただし、広報誌等への広告については、印刷出稿後の取り下げはできないこととする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2. 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解することとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会事務局長が別に定める。

附 則

1. この要綱は令和8年 月 日から施行する。